

入札説明書

「エネルギーセンターで使用する電力の調達(単価契約)」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和8年4月9日(木)

2 契約担当課

〒569-0021 高槻市前島三丁目8番1号 高槻市市民共創部 エネルギーセンター
電話 072-669-1950 FAX 072-669-1961

3 入札に付する事項

- (1) 件名 エネルギーセンターで使用する電力の調達(単価契約)
- (2) 履行場所 高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター地内
- (3) 履行期間 令和8年7月1日0時から令和9年6月30日24時まで

4 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たした者で、入札参加資格確認においてその資格があると認められる者とする。

- (1) 高槻市において令和8年度入札参加資格者名簿(物品・業務委託)に登録されており、「14-C電力」に係る分類を希望している者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間に、高槻市指名停止基準に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、経済産業大臣による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (5) 高槻市電力の調達に係る環境配慮方針に規定する入札参加資格の要件を満たしていること(評価点の合計が加点項目も含め105点満点中70点以上)。

なお、評価点の採点については本市の環境政策課が行うため、令和8年5月1日(金)正午までに以下の①、②の書類を、(〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市市民共創部 環境政策課)に郵送または高槻市簡易電子申込サービスにて提出すること。郵送する場合は、一般書留または簡易書留にて提出すること(必着)。

① 高槻市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書(様式1)

② ①の根拠資料

※様式及び簡易電子申込サービスへのリンクは高槻市ホームページ

(<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/soshiki/25/1896.html>)を参照すること。

- (6) 電気の需給を開始する日から確実に安定した電気の供給ができる者であること。

5 入札参加資格確認申請書類(提出書類)

- (1) 本一般競争入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため下記要領に従い必要書類(以下、申請書等という。)を提出し、市長から入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

- ② 制限付一般競争入札参加資格等チェックリスト(様式2)
 - ③ 電気事業法第2条の2に規定する小売電気事業者としての登録を受けた者であることを証する書類の写し
- イ 提出期間

令和8年4月9日(木)から令和8年5月1日(金)正午まで

受付時間:午前8時から午後4時まで

(但し、土曜・日曜・祝日と平日正午から午後1時までを除く。最終日は正午まで。)

郵送する場合は、同日同時刻までに**必着**(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。)

ウ 提出方法

エネルギーセンターに持参、または一般書留・簡易書留による郵送。

エ 提出先(郵送の場合)

〒569-0021 高槻市前島三丁目8番1号

エネルギーセンター 保全チーム 電力売買担当 宛

また、封筒の表面に申請する件名及び一般競争入札参加資格申請書在中の旨を明記すること。郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。

- (2) (1) アの①、②の様式は高槻市のホームページからダウンロードすること。
(<https://www.city.takatsuki.osaka.jp/site/nyusatsu-keiyaku/list70-628.html>)

(3) その他

- ア 契約を締結した翌年度において、当該契約に係る本市の歳出予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更又は解除することがある。
- イ 提出書類の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ウ 提出された書類等は返却しない。
- エ 入札参加者は、関係諸法令等を十分に承知し、遵守して入札に参加すること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認申請の結果については、令和8年5月12日(火)までに各申請者へ電話又は書面にて通知する。また、入札参加資格を認めない申請者には、理由を付した書面により通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。
- (2) 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと確認された者は、入札に参加することができない。なお、入札参加資格があると認められた者であっても、確認通知後本市から指名停止の措置を受ける等入札参加資格がないと認められる者は、当該確認結果を取り消す。
- (3) 申し込み受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後、入札手続きに必要な次の書類を送付する。令和8年5月20日(水)までに書類が到着しない場合は、高槻市市民共創部エネルギーセンター電力売買担当までご連絡ください。
 - ・入札書用指定封筒
 - ・開札立会人通知書 ※※入札参加資格承認者のうち、高槻市が開札立会人として選出した者のみ。

7 入札説明会

入札説明会は行わない。

8 質疑

- (1) 仕様書等への質疑は市指定様式の質疑書により 2 の契約担当課にて受け付ける。電話又は口頭による受付は行わず、FAX又は電子メールにより提出すること。ただし、提出後に電話にて受信されたことを確認すること。
- (2) 質疑受付期間:令和8年4月9日(木)から令和8年5月8日(金)午後4時まで
- (3) 質疑の回答:すべての回答を回答書にまとめ、入札参加資格者全員に令和8年5月12日(火)までにFAX又は電子メールにより回答する。

9 開札の場所、日時等

開札は次のとおり行う。

- (1) 開札日時 : 令和8年5月27日(水)午後2時00分から
- (2) 開札場所 : 高槻市前島三丁目8番1号 エネルギーセンター 管理棟
- (3) 開札立会人通知書を受理した者は、通知書を持参のうえ開札にお立ち会いください。また、入札者等関係者は、開札に立ち会うことができます。

10 入札方法

- (1) 入札は郵便入札方式とする。入札参加者は、高槻市から送付する必要書類により、入札すること。なお、入札方法については、「エネルギーセンターで使用する電力の調達入札の手引き」を参照すること。
- (2) 入札者は、契約電力に対する各契約希望単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する契約希望単価(電力量料金単価)の設定を行い、それぞれ設定した各単価及び高槻市が仕様書にて提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した合計金額(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、市場価格調整額は、入札においては加味しない。)を入札書に記載すること。
- (3) 落札の決定は、上記(2)による契約単価に基づいて算定された、契約期間に係る電気料金の予定総額の比較によって行い、この総額がもっとも低い者を落札者とする。
- (4) 入札書に記載する金額は、消費税等相当額を含んだ金額とすること。
- (5) 入札者は、入札書に記載した金額の積算内訳を入札書にホチキス止めをして提出すること。積算内訳は、別紙の積算内訳書に記入のこと。ただし、当様式に積算の内訳を記載できない場合は、当様式を見本に任意様式に記載して提出すること。
- (6) 入札金額の算定において、割引または割増制度を採用した場合、その取扱いを契約書に定めるものとする。
- (7) 契約希望単価は、1kWhあたりの単価とし、その有効桁は円単位において小数点以下第2位まで記載すること。
- (8) 入札者は、提出済みの入札書の訂正、引換え又は撤回をすることはできない。
- (9) 入札金額については、一切の諸経費を含む総価とする。

11 辞退

入札不参加の場合は、前もって担当者へ連絡の上、開札日までに本市指定様式の辞退届を提出すること。

12 入札保証金

高槻市財務規則第99条第3項の規定により入札保証金を免除する。但し、落札者が契約を締結しないときは、違約金として、落札金額(総額)の100分の3に相当する額以上を徴収する。

13 契約保証金

契約保証金は、落札金額の100分の5に相当する額以上とする。但し、高槻市財務規則第117条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 入札の無効

次に掲げる事項に該当する入札は無効とし、落札決定後において、当落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 4に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の一般競争入札参加確認申請を行った者のした入札並びに入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (2) 一般競争入札参加資格のあることの確認をされた者であっても、確認の後本市から指名停止措置をされて入札時点において指名停止期間中である者等入札公告に掲げる資格のない者のした入札
- (3) 指定された様式以外の入札書を使用した入札
- (4) 入札金額の前に「¥」マークの記載のない入札
- (5) 「入札書」に記名又は押印のない入札
- (6) 「入札書」に押印した印鑑が「使用印鑑届」で届けている印鑑と異なる入札
- (7) 鉛筆、消せるボールペン等、訂正の容易な筆記用具により記入された入札(黒または青のボールペンにより記入してください)
- (8) 金額の訂正された入札(金額の訂正は一切できません。書き損じた場合は必ず新しい入札書を請求して記載してください)
- (9) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (10) 入札書用指定封筒に入札書及び積算内訳書が封入されていないもの
- (11) 入札書到着期限日を過ぎて到着したもの
- (12) 入札書用指定封筒に契約名称、商号又は名称等が記載されていないもの、及び契約名称が確認できないもの
- (13) 入札書用指定封筒記載の契約名称、商号又は名称と同封された入札書の契約名称、商号又は名称が相違するもの
- (14) 入札価格の積算内訳書の提出がないもの
- (15) 一般書留または簡易書留以外の方法で提出したもの
- (16) 入札参加資格を確認されたものであっても、入札時点までに高槻市指名停止基準に該当することになった場合は、その者は入札参加資格を失うものとし、入札を行った場合は無効とする
- (17) あらかじめ入札辞退届を提出した者の行った入札
- (18) 入札金額の桁の取り違え等表示上の錯誤と認められる入札
- (19) その他不正行為により入札を行ったと認められる入札

15 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また、最低入札者が複数の場合、抽選して落札者を決定する。

16 同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合、次の方法により落札者を決定する。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書に任意の3桁の数字を記載する。
- (2) 開札立会人により2桁の乱数を抽選で決定する。
- (3) 同額入札者に業者番号順で番号を付ける。(0, 1, 2・・・)
- (4) 同額入札者が記載した数字の合計に乱数を加え、同額入札者数で除し、余りの数字と同じ番号の者を落札者とする。
- (5) 入札書に数字が記載されていないものは0とみなす。

17 契約の種類

本契約は、エネルギーセンターにおいて使用する電力を調達するための電力単価契約である。履行期間中においては、本入札で落札された、契約単価を継続するものとする。

18 予算不成立の場合の無効

この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、高槻市は、この契約を変更し、又は解除することがある。

19 添付資料

- (1) エネルギーセンターで使用する電力の調達入札の手引き
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
- (3) 制限付一般競争入札参加資格チェックリスト(様式2)
- (4) 入札書
- (5) 積算内訳書
- (6) 入札辞退届
- (7) 質疑書
- (8) 電気需給仕様書

20 その他

- (1) 本契約の契約予定者とは令和8年7月1日に契約を行うため、落札者は自らの負担により落札後遅滞なく、関西電力送配電株式会社と接続供給契約(託送契約)を締結し、必要な書類の写しを提出すること。
- (2) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、高槻市財務規則、入札要綱書、その他の関係法令を熟読し、それらを遵守すること。

21 注意事項

- (1) 入札は郵便入札方式です。なお、入札書到着期限までに到着しない入札は無効となりますので、余裕をもって発送してください。